

動物実験に関する自己点検・評価報告書

和洋女子大学

平成 29 年 3 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☒ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程」「和洋女子大学動物実験等管理規程実施細則」 (機関内規程改正案)
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 平成 26 年 6 月に「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という）」に準じて制定した機関内規程「和洋女子大学動物実験等管理規程」並びに「和洋女子大学動物実験等管理規程実施細則」について、研究機関の長の責務について明確にする等、平成 28 年 4 月 1 日に改正施行した。平成 28 年度中に再度見直しを行った結果、動物実験規程雛形（公私動協版）に倣う形で、平成 29 年 3 月中に規程改正案を作成し、細則を廃止することで、学内承認を得た。
4) 改善の方針、達成予定時期 平成 29 年 3 月末に学内承認、平成 29 年 4 月 1 日に施行となる。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程実施細則」「和洋女子大学動物実験委員会名簿」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 委員会の構成について基本指針に沿って修正した実施細則が平成 28 年 4 月 1 日で改正施行された。平成 28 年 4 月から実施細則に沿い、学長から任命された委員により構成されている。また、「実験動物等に関して優れた識見を有する者」として外部有識者(獣医師)を構成メンバーに含めた。
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程」「和洋女子大学動物実験等管理規程実施細則」 「動物実験計画書」「動物実験委員会審査報告書」「動物実験計画書審査結果通知書」「動物実験終了報告書」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 平成 28 年 4 月 1 日改正施行となった規程にあわせ、「動物実験計画書」「動物実験終了報告書」の提出先を動物実験委員会委員長から学長へ修正、「動物実験委員会審査結果通知書」を「動物実験計画書審査結果通知書」に名称変更し、通知者も動物実験委員会委員長から学長へ変更する等、関係様式の修正・審査手順の流れを整えた。
4) 改善の方針、達成予定時期

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 ☒ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 「遺伝子組換え実験安全管理規程」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期 平成 28 年 4 月 1 日に「遺伝子組換え実験安全管理規程」が制定施行されたが、P1 レベルの物理的封じ込めを必要とする実験に限るため、ここでの動物実験には該当しない。

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果

- ☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「和洋女子大学動物実験管理規程」「和洋女子大学動物実験マニュアル」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

機関内において実験動物の飼養保管施設は把握されており、実験動物管理者も置いている。平成 26 年 10 月に「和洋女子大学動物実験マニュアル」を定めている。逸走の予防および逸走時の対応について追記するよう平成 27 年 4 月改正した。さらに承認について委員会承認から学長承認として、平成 28 年度より実施した。規定では、動物実験委員会委員長と実験動物管理者が兼任することになっている。

4) 改善の方針、達成予定時期

「和洋女子大学動物実験管理規程」において、動物実験委員会委員長と実験動物管理者は兼任しないこととする改正案を作成し、学内承認を得た。平成 29 年 4 月より施行する。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

- (1) 公私立大学実験動物施設協議会主催の研修会に参加した教員を講師とし、動物実験教育訓練を実施し、本学 HP にて情報公表を行った。
- (2) 「動物実験に関する情報公開に関する更なる取組について」に基づき、公表している情報を見直し、委員構成を機関のホームページに掲載した。

Ⅱ. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程」「和洋女子大学動物実験等管理規程実施細則」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たし、適正に機能している。
4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程」「和洋女子大学動物実験等管理規程実施細則」 「動物実験計画書」「動物実験委員会審査報告書」「動物実験計画書審査結果通知書」「動物実験終了報告書」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験責任者が立案した動物実験計画を動物実験委員会で審議し、その結果を学長に報告後承認している。また、動物実験責任者は実験終了後に結果を報告している。
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果
☐ 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
☐ 多くの改善すべき問題がある。
☒ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果
☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
「和洋女子大学動物実験マニュアル」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）
平成 28 年 4 月に「和洋女子大学動物実験マニュアル」を改正した。飼養保管について管理記録を残すよう明記し、適正に実施している。
4) 改善の方針、達成予定時期

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 平成 27 年度 3 月に実施した外部検証にて指摘された、適切な備品の整備について改善した。 具体的には、下駄箱のスリッパの置く場所の徹底とすのこの設置、ねずみ返しの設置、錆のついてい た棚の買い替えを行った。
4) 改善の方針、達成予定時期

6. 教育訓練の実施状況

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 機関内規程に動物実験責任者及び動物実験実施者は教育訓練を受けなければならないと定めている。 公私立大学実験動物施設協議会主催の教育訓練を受講した教員を講師とし、動物実験に関わる学内の 教職員対象に教育訓練を実施した。学生を対象とした教育訓練も授業内で実施した。
4) 改善の方針、達成予定時期

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 「和洋女子大学動物実験等管理規程」
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 基本指針に準じた自己点検・評価を行い、機関のホームページ上で情報公開を実施している。 委員構成についてもホームページ上で公開している。
4) 改善の方針、達成予定時期

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

(1) 平成 28 年度動物実験の実施における自己点検・調査に関する報告書集計 別紙 表 1
(2) 平成 28 年度動物実験実施結果 別紙 表 2
(3) 動物実験に関する検証における指摘事項とその改善について 別紙 表 3

【別紙】

表 1 平成 28 年度動物実験の実施における自己点検・調査に関する報告書集計

部局名	動物実験計画書の審査		動物実験従事者 及び飼養者数	飼養保管施設 の設置状況	飼養保管施設 から独立した 実験室
実施学類	許可件数	不許可 取り下げ数			
健康栄養学 類	4 (内 H29 年度実施 1 件)	0	6 + 学生 1 6 3	4	1
合 計	4 (内 H29 年度実施 1 件)	0	6 + 学生 1 6 3	4	1

表 2 平成 28 年度動物実験実施結果

所属	動物種	使用数
健康栄養学類	ラット	5 9
	マウス	8 9
合 計	ラット	5 9
	マウス	8 9

【別紙】

表 3 平成 27 年度動物実験に関する検証結果報告書での指摘事項および平成 28 年度での改善状況

	指摘事項	改善状況
Ⅰ. 規程及び体制の整備		
1. 機関内規程	・基本指針に基づいた学内規程の定期的な見直し	平成 28 年度中に改正案策定、学内承認済み。平成 29 年 4 月 1 日改正施行する。
2. 動物実験委員会	・適切な人材確保	「実験動物等に関して優れた識見を有する者」として外部有識者(獣医師)を構成メンバーに含めた。
3. 動物実験の実施体制	・基本指針に基づいた学内規程の定期的な見直し	平成 28 年度中に改正案策定、学内承認済み。平成 29 年 4 月 1 日改正施行する。
5. 実験動物の飼養保管の体制	・マニュアル等の見直し	平成 28 年 4 月にマニュアルを改正した。平成 29 年 4 月 1 日改正施行する規程に合わせ、改正案を作成済み。
Ⅱ. 実施状況		
1. 動物実験委員会	委員会がより適正に機能するため、「動物実験に等に関して優れた識見を有する者」「実験動物に関して優れた識見を有する者」の委員追加	動物実験等管理規程を平成 28 年 4 月 1 日改正施行し、「動物実験に等に関して優れた識見を有する者」「実験動物に関して優れた識見を有する者」の委員を追加、委員構成をホームページ上で公開した。
2. 動物実験の実施状況	規程、様式の適正な運用	各種様式を見直し、平成 28 年度より規程に合わせ、運用している。
4. 実験動物の飼養保管状況	適宜マニュアルを見直し、適切な飼養保管に努める	平成 28 年 4 月マニュアル改正し、関係者に周知徹底した。飼養保管についても管理記録を残し、適正に実施している。
6. 教育訓練の実施状況	学生を含めた教育訓練を毎年年度初めに実施すること	教職員向けに平成 28 年 6 月 21 日、学生向けに平成 28 年 10 月 5・6 日で教育訓練を実施、ホームページに情報公開した。
8. その他	施設の改善について現場で指摘された点について早急に行うこと	下駄箱のスリッパの置く場所の徹底とすのこの設置、ねずみ返しを設置、錆のついていた棚の買い替えを行った。